

第2章

第6次計画の成果と課題

第6次計画においては、本市の地域包括ケアシステムを構築するため、次の5つの基本方針に沿って、様々な取り組みを進めてきました。

本計画の策定にあたり、第6次計画期間における取り組みによる成果を振り返るとともに、そこから見えてくる今後の課題について把握する必要があることから、以下のように整理します。

■地域包括ケア推進体制を確立する

本市では、従来から在宅介護支援センター、地域包括支援センター、市の「三層構造」による地域包括ケアシステムの構築に向けて取り組みを進めてきました。

在宅介護支援センターが地域における身近な相談窓口と地区ごとの支援体制づくりの機能を、また、地域包括支援センターが医療と介護の連携など専門的な相談窓口と広域の連携体制づくりの機能をそれぞれ担うとともに、市は、地域包括支援センターや在宅介護支援センターとの連携強化を図りつつ、必要な指導・評価を行ってきました。また、地域における課題の把握やその解決を図るため、各層でその内容に応じた地域ケア会議を開催するとともに、生活支援コーディネーターとも連携しながら各地域における関係機関や地域組織とのネットワークづくりを進めてきました。

今後は、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて、在宅介護支援センターと地域包括支援センターの果たすべき役割が、より一層拡大、変化することから、その役割を再整理するとともに、さらなる機能強化のために、市による指導や評価のあり方について、見直しを行う必要があります。

また、国が提案している自立支援を目的とした多職種協働による個別地域ケア会議について、本市においても実施に向け検討を進めるとともに、それぞれの地域ケア会議で明らかになった課題から、新たな資源づくりや政策形成につなげるしくみを確立していくことが必要です。

地域におけるネットワークづくりについては、引き続き、構築に向けた取り組みを進めるとともに、今後は、さらにボランティアや介護事業所など、より広範な関係機関に対してもネットワークへの参加を呼びかけていく必要があります。

■在宅・施設サービスと住まいを確保する

24時間365日対応が可能で、医療ニーズにも対応できるサービスとして、新たに定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の指定を行いました。また、施設・居住系サービスについても、特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホームの整備を進めました。

今後は、中重度要介護者の在宅生活を支える地域密着型サービスをはじめ、必要なサービスを確保するとともに、人材不足への対応を図っていくことが必要です。

■地域資源を活かして高齢者の生活を支えるとともに介護予防を推進する

平成 29 年度から介護予防・日常生活支援総合事業を開始し、一般介護予防事業及び介護予防・生活支援サービス事業を実施しています。事業推進にあたっては、市社会福祉協議会に配置した生活支援コーディネーターと連携して地域での啓発、担い手の育成などを進めるとともに、立ち上げ補助、運営費補助のしくみを整備することで、地域住民をはじめとする多様な主体によるサービスの拡大を図っています。

今後は、介護予防や生活支援の取り組みが効果的に進められるよう、住民主体の活動のさらなる育成に努めるとともに、リハビリテーション専門職との連携や自立支援型のケア会議などにより、高齢者の自立支援につなげていくことが求められます。

■医療と介護との連携で高齢者を支える

増え続ける医療ニーズに対応し、医療と介護との連携によって在宅生活を支援するため、ICT を活用した情報共有システムを導入するとともに、平成 29 年 5 月には在宅医療・介護連携支援センター「つなぐ」を設置しました。また、在宅介護支援センターへの医療職の配置を引き続き進めました。

今後も、医療・介護連携地域ケア会議において課題を抽出しつつ、医療と介護の相互理解と情報共有によって、より一層円滑な連携を図っていくことが求められます。

■認知症高齢者を地域で支える

認知症高齢者施策を進めるため、平成 27 年 4 月から、順次、地域包括支援センターに認知症初期集中支援チームを設置し、認知症初期相談の体制をつくるとともに、市及び地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置し、医療機関と介護サービスとの連携及び地域の支援機関との連携を強化してきました。

今後は、市内に開設された連携型認知症疾患医療センター等の医療機関をはじめとする社会資源を活用し、高齢者が認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けられるよう体制を整えていくことが必要です。